

議案第10号

つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例（平成20年つくばみらい市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の1号を加える。

（5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定によりつくばみらい市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、文言の整理等所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例(平成20年つくばみらい市条例第9号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際つくばみらい市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際つくばみらい市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際つくばみらい市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定によりつくばみら</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項 _____ に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項 _____ に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際つくばみらい市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際つくばみらい市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更 _____ に係る同号に規定する継続入院等の際つくばみらい市に住所を有していた被保険者</p> <p>(新設)</p>

い市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

(削る)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(削る)

(削る)

(削る)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第4期 10月16日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月28日まで

3 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。